

HACCP の考え方を取り入れた菓子製造業における衛生管理計画作成の手引書《新旧対照表》

- ・2023 年(令和 5 年)3 月 19 日の消費者庁食品表示規格課 事務連絡により改正致しました。また慣例にあわせ 50 音順に訂正致しました。

P7 (5)

改正前	改正後
〈表示義務のある特定原材料〉 小麦、そば、落花生(<u>ピーナッツ</u>)、卵、乳、エビ、カニ 〈表示を推奨されている特定原材料に準じるもの〉 大豆、ごま、やまいも、まつたけ、りんご、もも、オレンジ、バナナ、キウイフルーツ、<u>アーモンド(※)</u>、くるみ、カシューナッツ、牛肉、豚肉、鶏肉、ゼラチン、さけ、さば、いか、いくら、あわび	〈表示義務のある特定原材料〉 えび、かに、<u>くるみ</u>、小麦、そば、卵、乳、落花生(<u>ピーナッツ</u>) 〈表示を推奨されている特定原材料に準じるもの〉 アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

経過措置期間として令和 7 年 3 月 31 日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品(業務用加工食品を除く。)及び同日までに販売される業務用加工食品については、改正食品表示基準別表第 14 の規定にかかわらず、従前の例によることができます。

- ・2024 年(令和 6 年)3 月 28 日の消費者庁次長通知により改正致しました。

P7 (5)

改正前	改正後
〈表示義務のある特定原材料〉 えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生(<u>ピーナッツ</u>) 〈表示を推奨されている特定原材料に準じるもの〉 アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、<u>まつたけ</u>、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	〈表示義務のある特定原材料〉 えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生(<u>ピーナッツ</u>) 〈表示を推奨されている特定原材料に準じるもの〉 アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、<u>マカダミアナッツ</u>、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

全国菓子工業組合連合会 作成